

番号	テーマ	意見	関連P	反映状況
1	「こども」の表記について	基本方向1では「こども」、基本方向2では、「子ども」表記になっている。法律体系などで混同するのはしかたないが、整理した表記する必要があると思う。	P3	「計画の対象」に「こども」とは、子どもだけでなく概ね39歳までの若者を含むと記載しました。
2	基本的な視点について	1「こども目線で考える」視点は、こどもの権利機関アプローチを表しているかと思う。しかし、とらえ方によっては「こどもが考える」とも読める。主語をこどもにしてみたい。	P6	「こどもの目線で考える」視点を「子どもの権利を考える」視点へ変更します。
3	基本的な視点について	1「こども目線で考える」視点は、「こどもが生きる、そだつ、守られる、参加する権利を行使するかを認識し」と書かれるほうが伝わる。 国では「こどもまんなか」としているが「こどもの権利を考える視点」もストレートでわかりやすいと思う。	P6	同上
4	基本的な視点について	4「途切れることなく支援する」視点について、こどもの成長と教育福祉の連携を2つの軸で表現できないか。	—	ライフステージと支援制度の二軸で表現できるか検討し、可能であれば計画に図示します。 ※素案には記載されていません。
5	基本的な視点について	4「途切れることなく支援する」視点をはじめ、計画中に「相談支援」という文言が多く出てくる。その場その場で近くにいる大人や専門家が支援するのは当然大切なことと思うが、解決に至らない時、支援の場でさらに2次被害を受けた場合など、救済の仕組みがない。こどもが諦めないで済むように、救済制度や、司法へのアクセスが保証されているべきではないかと思う。	P6	基本的な視点の1つ目にある「子どもの権利を考える」視点にある「最善の利益」の中に、救済の視点も含んでいるものと考えています。
6	基本的な視点について	子どもの権利についての視点は十分に書き込まれているが、こどもの参画を意識している文章が少ない。いずれの方向にも「こどもの意思を確認し」、「こどもの自己決定を尊重し、」など、文言をくわえることで、こども主体を表せると思う。	P6-7	本計画全体にかかる横断的な視点(考え方)となる「基本的な視点」で「子どもの権利」や「こどもを主体とすること」を掲げます。
7	基本的な視点について	7「地域全体でこどもや子育て当事者を支える」視点にある「開拓」という表現は、広げていくイメージで使われていると思うが、人に対しての言葉としてふさわしくない気がする。	P7	厚生労働省では、地域資源について「開発」という言葉を使用されています。「開発」という表現を「確認」「整理」も含むものとして使用されており、本計画でも「開発」と表現します。
8	基本的な視点について	開拓について、文言を使用するのであれば、具体的に何がどういった状態になることなのか、丁寧な言葉で、説明して欲しい。 方向性としては、市としてできることを示していただき、民間の資源と連携し、より多くの大人がこどもの安心できる環境作り関わっていくことが良いのではないかと思う。そこでつながった資源が、良いこどもの支援を継続できるような後方支援を八尾市が行うことで、持続可能な仕組みづくりができるのではないか。また、商業的なものとの強い連携はともすれば、こどもの利益の搾取につながりかねないので注意が必要。	P7	厚生労働省では、地域資源について「開発」という言葉を使用されています。「開発」という表現を「確認」「整理」も含むものとして使用されており、本計画でも「開発」と表現します。 市や民間の資源との連携については、関係性を図示したイラストを計画に掲載する予定です。
9	基本的な視点について	7「地域全体でこどもや子育て当事者を支える」視点にある「地域資源」とは具体的にはどのようなものか。	P7	用語集に記載します。
10	基本方向1について	意見表明の仕組みづくりについては、充実しているのか、その仕組みが良い方法であるのかなど「意見表明の場が保障されている」と、こども自身が感じる事が重要である。そのために、評価基準を定めることが必要と考えるが、評価は参加人数や件数ではわからない。こどもの意識・実態からも、評価することが適当だと思う。 また、指標として、意見聴取(常設型)に限定しているが、市民団体・NPO との連携などで、他の方法も継続的に取り組み広げてもらいたい。	P14	「こどもの意見が取り入れられたり、こどもの視点で考えられたまちづくりが実現していると思う市民の割合」を成果・効果をはかる指標(アウトカム指標)とします。常設型(WEBページ)を用いて回答する対象者には、こどもの他、保護者や支援者、そして子育て当事者の立場から市民団体やNPOも含まれると考えています。

番号	テーマ	意見	関連P	反映状況
11	基本方向1について	「④こどもの可能性を引遂げていくためのジェンダーギャップの解消」について、国は研修など具体的な記載がある。方向性が決まっているのであれば「研修を行う」など具体的に記載するほうがわかりやすい。	P16	「男女共同参画を推進するための研修や周知啓発を通じて」を追記します。
12	基本方向1について	「④こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消」について、解消するための方策がとても重要。主な取り組みにある「〇キャリア教育の充実」がそれに当たるのか。他の場所でもよいが、人権教育としての包括的なセクシュアリティー教育が必要だと思う。	P16・30	本計画は、教育振興基本計画の表現にあわせているため、そのような表現となっています。
13	基本方向1について	「④こどもの可能性を引遂げていくためのジェンダーギャップの解消」について、課題を指摘してから、後に必要な事例を提示してはどうか。 道徳教育・キャリア教育が並ぶのであれば、ジェンダー平等教育、暴力防止教育なども書き込んでほしい。すべて「人権教育」と括ってもいいと思う。	P16	「人権意識を高め」を加えます。 教育に関する表記は、教育振興基本計画の表現とあわせています。
14	基本方向1について	母語教育や、多様な国の文化発信など取り組みに追加してもらいたい。	P20	「(5)多文化共生の推進」にあたるとは思いますが「多言語化」や「文化の多様性を認め合う」の中にも含まれるものと考えています。
15	基本方向2について	「(6)障がい児支援・医療的ケア児等への支援慢性疾患・難病を抱え子どもへの支援」について、医療費助成などの経済的な支援だけでなく、どのような支援が望まれているのか、実態把握とニーズ調査が必要と感じる。医療的ケア児への支援のメニューが具体的な事業になるのであれば、指標にも入れて欲しい。	P21	定量的な指標(アウトプット指標)については、市の進捗管理として参考資料とします。
16	基本方向2について	「(1)子どもが健やかに育ち、育ちあう環境づくり～こどもの誕生前から幼児期～」について、「産後ケア事業の周知」、「プレコンセプションケア」について、単に妊娠出産を目的にした少子化対策としてではなく、幼児期の包括的な性教育から推進していく必要がある。これは、具体的なプログラム提供など、民間との協力が必要と考える。 また、方向性と取り組みでは、男女共同参画の視点が特に必要だと思う。ここでも、ジェンダーギャップ解消の文言があっても良いと思う。 主な取り組みには、重点課題として取り組みを推進すること書き込んでほしい。 指標については、こどもが減るので、保育士数を指標とする意味はあるのか。	P27	「プレコンセプションケア」について「若い世代が将来の妊娠など、それぞれのライフコースに応じた健康管理を行えるよう、プレコンセプションケアの普及啓発を行うとともに、不妊・不育治療に対する支援、予期せぬ妊娠や性に関する相談支援を行います。」と変更しました。 男女共同参画の視点については、共働き、共育てとして、P37「基本方向3の(3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」に記載しています。 定量的な指標(アウトプット指標)については、市の進捗管理として参考資料とします。
17	基本方向2について	「(2)子どもが成長できる社会づくり～学童期・思春期～」に関して、不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みや支援が必要という課題が上がっていますが、方向性と取り組みでは、すでに不登校のこどもへの支援しか書かれていない。 最初の小さなサインを見逃さない取り組みや、サインの受け止めかたや早期対応についての取り組みが必要かつ重要。早い段階で、気持ちを話せる場所の整備が必要。遊びの場としての居場所などで、信頼できる大人に話せること、その大人が学校や家庭と連携できることが必要だと思う。家庭教育支援員や、子ども支援員など、体制の充実には人材が必要と思う。	P30・36	不登校の早期発見については、P30に記載しています。 体制の充実については、P36の主な取り組みにある「〇身近な場所で子育てに関する相談ができる体制整備」の中に含んでいます
18	基本方向3について	「(2)地域子育て支援、家庭教育支援の充実」について、地域の自主的な子育て支援活動の活性化とあるが、団体との連携とは、どのような関係性か。市と市民、市民団体が、対等な協働的な関係を持てることが重要だと思う。市は支援団体を支援してほしい。把握や情報発信、さらなる協働で発展を期待する。	—	関係性を図示したイラストを計画に掲載を予定しています。

番号	テーマ	意見	関連P	反映状況
19	基本方向3について	「(4)ひとり親家庭等への支援」について、家事支援(日常生活支援事業)は拡大必要と思う。また、困難女性支援の女性相談支援員などとも連携しながら、相談の間口を広げてキャッチする必要がある。取り組みが拡大することで啓発にもなっていくと思う。 ・相談がきっかけとなり、救済が進むことが女性とこどもをエンパワーし、貧困の連鎖をさせないことにもつながると思う。	P38	ひとり親家庭への日常生活支援事業については、利用状況や国の状況を踏まえ、現時点では拡大をする予定はありません。 女性相談支援員をはじめ、相談員との連携については、「関係機関等と連携し」に含んでいます。
20	基本方向3について	共同親権の何を啓発するのか？まだ法律も施行されておらず、民法含め、改定の中身も周知が進んでおらず、リスクやデメリットが不安視される中で、文言を入れなくてもいいのではないかな。離婚後の生活の安定のために、養育費確保や相談支援など、必要なことはあると思うが、共同親権を現時点で盛り込まなくて良いと思う。	P38	施行はされていませんが、法改正は成立し、2年以内に施行されることとなっています。ただ、「共同親権」という表現は法上にはなく、計画からは削除します。 養育費の支払いなどは、従来から重要性とされており、また、こどもの貧困解消に向けた法律でも指標として追加されたことから、「共同養育についての啓発」という文言は残します。
21	基本方向3について	今後の方向性(具体的な施策) ○親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取り決めの促進 また、共同親権など とありますが、共同親権の課題があがっていて、状況によってDVやモラハラ被害から逃れられない場合があったり、教育方針の違いにより対立が起きスムーズな意思決定ができず子どもの不利益に繋がる可能性もあり、子どもの心身に負担がかかる場合もあり不安はぬぐえないので、「共同親権」の文言は入れないでほしい。	P38	同上
22	その他	課題 就学前アンケート調査では、子ども基本法の方針の基盤になっている「子どもの権利条約」にある一般原則の認知度は1割半にとどまっている。ということから、子どもの権利に関する普及啓発のため、乳幼児期から「子どもの権利」のリーフレットを配布し、子どもの周りの大人(保護者、保育者、支援者など)により多く早い時期に知ってもらいたい。	—	計画には具体的に記載しませんが、今後の取り組みのなかで、在宅リーフレットや子育て応援BOOK、母子手帳配付時などでも啓発できないか検討をしていきます。
23	その他	こどもに計画やこどもの権利をしってもらうためにも、計画の表紙や計画の名称をこどもへ募集してもらいたい。	—	計画策定については、市の広報紙の他、意見募集のちらし配付や各イベント会場で周知に努めました。 表紙については、スポット型で意見を書いたいただいたTシャツを素材として入れる予定をしています。
24	その他	こども版を作るのは大変と思うが、概要版のやさしいこども版があり、こどもにしっかを作り、届けてもらいたい。	—	こどもにも計画を知ってもらえるよう、こども版を作成します。
25	その他	相談機関の充実になると思う。聞いた後の救済に関してもしっかりと計画に盛り込んでもらいたい。	—	基本的な視点の1つ目にある「子どもの権利を考える」視点にある「最善の利益」の中に、救済の視点も含んでいるものと考えています。
26	その他	子どもがこの計画を知ることができるように子ども版冊子や大人も知ることができるように計画の冊子をあらゆる子どもの関連場所(認定こども園やつどいの広場、小・中学校等)へ配布や配置してほしい。	—	冊子での配付はむずかしいですが、掲載HPのURLをチラシ等で周知できるようすすめています。